

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年11月10日
【会社名】	川本産業株式会社
【英訳名】	KAWAMOTO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 川本 武
【本店の所在の場所】	大阪市中央区谷町二丁目6番4号
【電話番号】	06(6943)8951(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務執行役員管理本部本部長 水上 博司
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区谷町二丁目6番4号
【電話番号】	06(6943)8951(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務執行役員管理本部本部長 水上 博司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当368,353,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	川本産業株式会社 東京支社 (東京都江東区東陽六丁目3番2号 イースト21タワー4階) 川本産業株式会社 名古屋営業所 (名古屋市西区城西三丁目12番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,173,100株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は、100株であります。

- (注) 1. 平成28年11月10日開催の当社取締役会決議によります。なお、本有価証券届出書にかかる新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、エア・ウォーター株式会社(以下「エア・ウォーター」といいます。)が平成28年11月10日公表予定の当社株式を対象とする公開買付け(公開買付期間：平成28年11月11日から平成28年12月16日まで、買付価格：314円、買付予定数の上限：2,903,600株、買付予定数の下限：2,318,300株。以下「本公開買付け」といい、本公開買付けと本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。)の成立を条件としており、上記の発行数は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した際の発行数であります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,173,100株	368,353,400	184,176,700
一般募集			
計(総発行株式)	1,173,100株	368,353,400	184,176,700

- (注) 1. 本募集は、エア・ウォーターを割当予定先として行う第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、184,176,700円であります。なお、上記「1 新規発行株式 (注)1」に記載のとおり、エア・ウォーターは、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資に基づきエア・ウォーターに割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があるため、発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、変動する可能性があります。上記金額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行数の全株式について払込みがあったものとして計算した、最大値であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
314	157	100株	平成28年12月22日 から 平成29年1月30日		平成29年1月10日 から 平成29年1月31日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先であるエア・ウォーターとの間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記(4) 払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、なお、エア・ウォーターは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、エア・ウォーターの当社に対する本第三者割当増資後の完全希薄化ベースの持株割合(1)を50.10%とするために必要な数の株式について払込みを行う予定であるとのこと。一方で、エア・ウォーターは、本公開買付けが成立しなかった場合、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定であるとのこと。そのため、エア・ウォーターは、本公開買付けの結果に応じて、割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。
- 1 本取引によりエア・ウォーターが保有することとなる当社株式数を分子とし、当社が平成28年11月10日に提出した第87期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数6,000,000株から、当社が平成28年11月10日に公表した平成29年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在の当社が保有する自己株式数(204,283株)を控除した株式数(5,795,717株)に本第三者割当増資によりエア・ウォーターが取得する当社株式数を加算した数を分母として算出される割合をいいます。以下、これを「増資後完全希薄化ベースの持株割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。
4. 本第三者割当増資に関しては、平成29年1月10日から同年1月31日を会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を平成29年1月10日から同年1月31日までとした理由は、本公開買付けの買付期間が延長されない場合には本第三者割当増資における払込日を平成29年1月10日とすることを予定しているところ、本公開買付けの買付期間が延長され、払込日も延期される可能性があるためです。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
川本産業株式会社 本社	大阪市中央区谷町二丁目6番4号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 瓦町支店	大阪市中央区瓦町二丁目1番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
368,353,400	9,500,000	358,853,400

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料及びその他諸費用です。
3. 上記「2 株式募集の方法及び条件」「(2) 募集の条件 (注)3」に記載のとおり、エア・ウォーターは、本公開買付けの結果に応じて、本募集における募集株式数の一部又は全部の払込みを行わない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、変動する可能性があります。上記金額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行数の全株式について払込があったものとして計算した、最大値であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額につきましては、当社大阪工場における既存設備の更新及び増強に300百万円及び製品の開発・改良活動に58百万円が充当される予定であります。具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
当社大阪工場における既存設備の更新及び増強	300	平成29年4月～平成31年3月
製品の開発・改良活動	58	平成29年4月～平成30年9月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。
2. エア・ウォーターは、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資に基づきエア・ウォーターに割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があり、その場合には差引手取概算額は減額されることとなりますが、その場合はエア・ウォーターから借入などの資金面での支援を受けることで上記項目を実施していく予定であります。なお、この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、エア・ウォーターと協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先度の高いものから実施する予定であります。

本第三者割当により調達される手取金の使途の具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

当社大阪工場における既存設備の更新及び増強

当社大阪工場における既存設備の更新及び増強の300百万円については、主として各種医療用製品の生産効率向上のための設備増強や生産設備老朽化に伴う更新、その他大阪工場維持に必要な保守修繕投資等の資金に充てる予定であります。

製品の開発・改良活動

製品の開発・改良活動の58百万円については、当社の既存製品ラインナップの強化・改良に加えて、エア・ウォーターとの協業効果の強化に貢献すると見込まれる製品開発等の資金に充てる予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	エア・ウォーター株式会社	
	本店の所在地	札幌市中央区北三条西一丁目2番地	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第16期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月28日 関東財務局長へ提出 四半期報告書 事業年度 第17期第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日 関東財務局長へ提出 事業年度 第17期第2四半期 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月10日 関東財務局長へ提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項無し
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項無し
	人事関係		該当事項無し
	資金関係		該当事項無し
	技術又は取引等関係		メディカル事業において割当予定先の連結子会社に医療用消耗品等の販売を行っておりますが、当社の売上に占める割合は僅少です

c. 割当予定先の選定理由

当社は、大正3年に綿布繻帯材料の製造販売を開始し、昭和6年の株式会社化を経て、現在では 衛生材料・医療用品・介護用品等の製造販売及び 医療用品・介護用品・育児用品・トイレタリー用品の仕入販売を主たる業務とし、顧客セグメント別にメディカル事業及びコンシューマ事業から構成されています。メディカル事業においては、国内の医療機関向けを中心に衛生材料・医療用品・介護用品等の製造販売及び仕入販売を行っており、更に、海外向けには自社製造及び製造委託によって製造した衛生材料・医療用品等の輸出を行っております。また、コンシューマ事業においては、国内の一般消費者向けに衛生材料・医療用品・介護用品・育児用品・トイレタリー用品の製造販売及び仕入販売を行っております。当社は医療・衛生材料の総合サプライヤーとして、医療現場でのノウハウの蓄積と常に先を見据えた技術革新によってお客様のニーズに的確に応える医療衛生材料製品を送り続けてきており、平成13年12月には大阪証券取引所(現東京証券取引所)市場第二部に株式を上場し、平成15年6月には東京証券取引所市場第二部への株式上場を果たしました。

当社が属する医療衛生材料業界におきましては、人口減少に伴う国内マーケットの縮小に加え、わが国の医療費抑制を目的とした諸施策を受けた医療機関の経費抑制による影響で価格競争が激化しており、厳しい経営環境が続いております。

当社においては、このような市場環境を踏まえ、収益力の強化を早期に実現するため、人員構成の適正化を含む一層の事業構造改革が不可欠と判断し、平成26年9月30日を退職日とする早期希望退職制度を実施いたしました。更に、当社の主力製品の採算性改善による更なる利益体質の強化及び保有資産の見直しによる経営資源の有効活用を図るために、平成27年8月に埼玉事業所を閉鎖しました。これらの影響により、平成27年3月期(非連結)決算において、事業構造改善費用537百万円及び減損損失468百万円が発生し、当社は1,053百万円の当期純損失(平成26年3月期は59百万円の当期純利益)を計上しました。これに加えて、当社が製造・販売している滅菌製品に関し、当社工場の滅菌工程において不備があることが判明し、平成27年10月13日付プレスリリース「当社製品の自主回収について」にありますとおり、当該滅菌工程の対象製品を自主回収いたしました。併せて、工場の滅菌工程の不備の是正及び工場の生産工程を見直すため、関連する全製品の出荷を一時停止し、必要な是正措置が完了した一部の滅菌設備の稼働を再開することにより、平成27年11月2日より製品の出荷を再開しました。このような滅菌製品の自主回収による売上の減少や回収関連費用の影響もあり、当社は平成28年3月期(非連結)決算において503百万円の当期純損失と2期連続の当期純損失を計上し、自己資本比率が19.7%まで低下するなど当社の財務健全性は大きく毀損しております。また、平成29年3月期(非連結)決算においては利益率の改善と全社的なコスト抑制に注力しているものの、自主回収により毀損した当社ブランドへの信頼や顧客基盤を回復するには至らず、平成29年3月期第2四半期(非連結)の四半期純利益は3百万円と低水準に留まっており、信用力の回復及び顧客基盤の再構築、将来的な成長に向けた新たな製品の開発や設備投資の実施、コスト競争力の強化といった課題に喫緊に取り組むべきものと認識しております。

これらの課題に対処するためには、当社大阪工場における各種医療用製品の生産効率向上のための設備増強や生産設備老朽化に伴う更新、その他大阪工場維持に必要な保守修繕投資、当社の既存製品ラインナップの強化・改良、新規製品の開発等の資金が必要との認識の下、資金調達方法として、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングといった他の資金調達手段も検討いたしましたが、2期連続の当期純損失の計上といった当社の状況を前提とすると、いずれも実現可能性及び必要資金の調達可能性が乏しいと考えられるため、早期に当社の収益力を改善し財務基盤を安定させるためには、事業パートナーとの連携が重要な選択肢であると判断し、具体化に向けた検討協議を行ってまいりました。かかる状況の中、平成28年6月下旬、取引金融機関から当社の紹介を受けたエア・ウォーターより平成28年8月上旬に当社の連結子会社化を含む両社の連携に関する打診を受け、具体的な交渉を開始いたしました。その後、当社は、平成28年8月から9月にかけて、エア・ウォーターから、当社との連携に関するエア・ウォーターの取組方針の説明を受けるとともに、エア・ウォーターとの間でのシナジー創出に向けた複数回の協議・検討を実施してまいりました。また、平成28年9月に実施されたエア・ウォーターによる当社に対するデュー・ディリジェンスを経て、当社は平成28年10月上旬にエア・ウォーターから、エア・ウォーターによる当社株式に対する本公開買付け及びエア・ウォーターを割当予定先とする本第三者割当増資に関する提案を受けました。

当社は、当該提案につき慎重に協議・検討を行った結果、エア・ウォーターの信用力を背景とした当社のブランドへの信頼の回復やエア・ウォーターの広範な販売ネットワークの活用による顧客基盤の再構築を行うことが、当社の収益力の強化にも資するものであり、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断し、当社は、エア・ウォーターが当社を連結子会社化することが望ましい策であると判断するに至り、平成28年11月10日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付者であるエア・ウォーターを割当予定先とする本第三者割当増資を実施することを決議いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数(当社株式)
エア・ウォーター株式会社	1,173,100株

e. 株券等の保有方針

当社は、エア・ウォーターより、当社株式の保有方針について、長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

なお、当社はエア・ウォーターより、本公開買付けの決済日及び本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるエア・ウォーターの資金等の状況について、エア・ウォーターが平成28年8月10日に提出した第17期第1四半期報告書に記載の連結貸借対照表の現金及び現金同等物の額(28,414百万円)により、エア・ウォーターが本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを認識しており、同社による払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるエア・ウォーターは、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、役員及び主要株主を有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。また、エア・ウォーターは、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載しております。以上より、当社は、エア・ウォーター、エア・ウォーターの役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

h. 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資後の割当予定先の議決権数は、本公開買付けによって割当予定先が取得することとなる株式に係る議決権数と合わせて、34,914個となり、割当予定先が当社の総議決権数に占める割合が50.11%となることとなり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

(a) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

34,914個

(b) 上記(a)の募集株式に係る交付株式に係る議決権

11,731個

(c) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

69,677個

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、本第三者割当増資にかかる新株式発行の取締役会決議日の直前営業日である平成28年11月9日の東京証券取引所市場第二部当社株式の終値を参考に、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である金314円といたしました。当該価額は東京証券取引所市場第二部における当社株式の取締役会決議日の前営業日である平成28年11月9日の終値216円に対して45.37%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム計算について同じとします。）のプレミアム、決議前1ヶ月間（平成28年10月11日から平成28年11月9日まで）の終値単純平均値219円（円未満を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算について同じとします。）に対しては43.38%のプレミアム、決議前3ヶ月間（平成28年8月10日から平成28年11月9日まで）の終値単純平均値208円に対しては50.96%のプレミアム、決議前6ヶ月間（平成28年5月10日から平成28年11月9日まで）の終値単純平均値217円に対しては44.70%のプレミアムとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることとされており、当該発行価額は、当該指針に準拠するものであるとともに、当社が本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及びエア・ウォーターから独立した第三者算定機関である株式会社三菱東京UFJ銀行から取得した平成28年11月8日付け株式価値算定書の結果(市場株価法：208円から221円、DCF法：187円から321円)に鑑みても適正であり、当社は、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

なお、平成28年11月10日開催の上記取締役会に出席した監査役3名が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による発行新株式数は、1,173,100株であり、同株式に係る議決権の数は11,731個です。また、当社発行済株式総数は6,000,000株、同株式に係る平成28年9月30日時点における議決権の数は57,946個であることから、当社が本第三者割当増資により発行する株式の数1,173,100株は上記発行済株式総数の19.6%、本第三者割当増資により増加する議決権数11,731個は上記総議決権数の20.2%です。したがって、本第三者割当増資によって、本第三者割当増資の実施前の既存株主の株式について、発行済株式総数ベースで19.6%、議決権数ベースで20.2%の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断するものであり、本第三者割当増資による株式発行の規模は、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」における当社大阪工場における既存設備の更新及び増強並びに製品の開発・改良活動に必要となる範囲で行われるものであり、かつ、本公開買付けによりエア・ウォーターが当社の普通株式を取得する株式数と合わせて、エア・ウォーターの当社に対する本第三者割当増資後の持株割合が50.10%となるように設定したものであることに照らせば、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものであります。

加えて、本第三者割当増資における払込金額は、平成28年11月10日開催の当社取締役会決議日の直前営業日である平成28年11月9日の東京証券取引所における当社株式の終値216円に対し45.37%のプレミアムを加えたものであり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても、本第三者割当増資は相当であると考えております。また、エア・ウォーターを割当予定先とする本第三者割当増資は、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングとは異なり、エア・ウォーターとの提携による成長施策の推進が可能であり、また、金融機関等からの借入と異なり長期に亘る資金の調達が可能となることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上のとおり、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じてエア・ウォーターの連結子会社となることによって、中長期的には、上記持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えられるため、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。なお、本第三者割当増資は、本公開買付けに関連して行われるものであるところ、当社の取締役のうち川本武氏は、本公開買付けに関して応募契約は締結していないものの、川本武氏及び川本武氏が代表取締役である当社の主要株主である筆頭株主の株式会社TK(以下「TK」といいます。)(所有株式数615,300株、所有割合(注1)10.62%)は、川本武氏及びTK両名が所有する当社株式合計(所有株式数911,300株、所有割合15.72%)のうち2分の1(所有株式数455,700株(但し、100株未満を切り上げた数)、所有割合7.86%)については何らの条件なく本公開買付けに応募し、その余については本公開買付けへの応募が買付予定数の下限に満たないおそれがある場合に限り全部又は一部に応募する意向を、平成28年11月10日にエア・ウォーターに対して示していることから、本公開買付けを含む本取引の公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避するため、上記の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議に参加していません。

(注1) 当社が平成28年11月10日に提出した本四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数(6,000,000株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年9月30日現在の当社が保有する自己株式数(204,283株)を控除した株式数(5,795,717株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下の所有割合の記載において同様です。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当増資が実行された場合、本第三者割当増資により発行する新株式数が最大で1,173,100株(議決権数11,731個)となるため、平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数6,000,000株の19.6%(平成28年9月30日現在の議決権総数57,946個に対する比率は20.2%)となり、当社株式は25%以上の希薄化が生じる可能性はありませんが、エア・ウォーターの当社に対する増資後完全希薄化ペースの持株割合は50.1%となるため、支配株主の異動が生じるところ、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
エア・ウォーター株式 会社	北海道札幌市中央区北三条 西1丁目2番地	0	0.00	3,491,400	50.11
株式会社TK	大阪府大阪市北区梅田1丁 目1-3 大阪駅前第三ビル31階	615,300	10.62	615,300	8.83
株式会社ヘルスケア・ キャピタル	三重県津市西丸之内36-25	394,800	6.81	394,800	5.67
カワモト取引先持株会	大阪府大阪市中央区谷町2 丁目6番4号	304,400	5.25	304,400	4.37
川本武	兵庫県芦屋市	296,000	5.11	296,000	4.25
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号	249,500	4.31	249,500	3.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁 目5-5	249,500	4.31	249,500	3.58
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町 2丁目6-4	175,000	3.02	175,000	2.51
川本洋之助	兵庫県西宮市	170,800	2.95	170,800	2.45
川本社員持株会	大阪府大阪市中央区谷町2 丁目6番4号	114,850	1.98	114,850	1.65
計		2,570,150	44.35	6,061,550	86.99

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. エア・ウォーターによる本公開買付けの結果により、同社の本第三者割当増資における払込みの対象となる株式数が変動する可能性があります。割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、募集株式の全株式について払込みがあったものとして計算しております。なお、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,903,600株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により決済がなされることから、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については変動する可能性があります。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社の平成28年9月30日時点における総議決権数である57,946個に、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における、本第三者割当増資によって割り当てられる株式の最大数1,173,100株(議決権数11,731個)に係る議決権を加算した後の69,677個に対する割合です。
5. エア・ウォーターは、川本武氏から、平成28年11月10日、川本武氏及び川本武氏が代表取締役である当社の主要株主である筆頭株主のTKは、川本武氏及びTK両名が所有する当社株式合計(所有株式数911,300株、所有割合15.72%)のうち2分の1(所有株式数455,700株(但し、100株未満を切り上げた数)、所有割合7.86%)については何らの条件なく本公開買付けに応募し、その余については本公開買付けへの応募が買付予定数の下限に満たないおそれがある場合に限り全部又は一部に応募する意向を口頭にて確認しているとのことですが、川本武氏及びTK両名については、本公開買付けに応募しなかった場合の数値を記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資による発行新株式数は、1,173,100株であり、同株式に係る議決権の数は11,731個です。また、当社発行済株式総数は6,000,000株、同株式に係る平成28年9月30日時点における議決権の数は57,946個であることから、当社が本第三者割当増資により発行する株式の数1,173,100株は上記発行済株式総数の19.6%、本第三者割当増資により増加する議決権数11,731個は上記総議決権数の20.2%です。したがって、本第三者割当増資によって、本第三者割当増資の実施前の既存株主の株式について、発行済株式総数ベースで19.6%、議決権数ベースで20.2%の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断するものであり、本第三者割当増資による株式発行の規模は、本第三者割当増資が上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」における当社大阪工場における既存設備の更新及び増強並びに製品の開発・改良活動に必要な範囲で行うものであり、かつ、本公開買付けによりエア・ウォーターが当社の普通株式を取得する株式数と合わせて、エア・ウォーターの当社に対する本第三者割当増資後の持株割合が50.10%となるように設定したものであることに照らせば、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものであります。

加えて、本第三者割当増資における払込金額は、平成28年11月10日開催の当社取締役会決議日の直前営業日である平成28年11月9日の東京証券取引所における当社株式の終値216円に対し45.37%のプレミアムを加えたものであり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても、本第三者割当増資は相当であると考えております。また、エア・ウォーターを割当予定先とする本第三者割当増資は、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングとは異なり、エア・ウォーターとの提携による成長施策の推進が可能であり、また、金融機関等からの借入と異なり長期に亘る資金の調達が可能となることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上のとおり、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じてエア・ウォーターの連結子会社となることによって、中長期的には、上記持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えられるため、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。なお、本第三者割当増資は、本公開買付けに関連して行われるものであるところ、当社の取締役のうち川本武氏は、本公開買付けに関して応募契約は締結していないものの、その所有する当社株式の全部又は一部について本公開買付けに応募する意向をエア・ウォーターに対して示していることから、本公開買付けを含む本取引の公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避するため、上記の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議に参加しておりません。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

以上のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている日上俊彦氏及び親泊申明氏から、本第三者割当増資については、その必要性和相当性が認められるとの意見を入手しました。当該意見の要旨は以下のとおりです。

本第三者割当増資の必要性

当社の置かれた環境に鑑みると、エア・ウォーターの連結子会社となり、エア・ウォーターの信用力を背景とした当社のブランドへの信頼の回復やエア・ウォーターの広範な販売ネットワークの活用による顧客基盤の再構築を行うことは、当社の収益力の強化にも資するものであり、当社の中長期的な企業価値及び株式価値の向上に資するところ、本第三者割当増資は、連結子会社化の手段として、その必要性を認めることができる。また、将来的な成長に向けた新たな製品の開発や設備投資の実施は当社の課題であったところ、当社大阪工場における既存設備の更新及び増強並びに製品の開発・改良活動という資金用途には合理性が認められる。以上より、本第三者割当増資には必要性が認められる。

本第三者割当増資の相当性

本第三者割当増資は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に適合しており、その発行価額は、特に有利な発行価額には該当しない。本第三者割当増資は、当社の収益力の強化にも資し、当社の中長期的な企業価値及び株式価値の向上に資すると考えられるエア・ウォーターとの本取引の一環として行われるものであるから、資金調達の方法としてエア・ウォーターを割当予定先とする第三者割当増資を第一の選択肢と考えることは合理的である。公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングといった他の資金調達手段は、2期連続の当期純損失の計上といった当社の状況を前提とすると、いずれも実現可能性及び必要資金の調達可能性が乏しいと考えられる。本第三者割当増資による希薄化は、発行済株式総数ベースで19.6%、議決権数ベースで20.2%の希薄化にとどまり、既存株主への影響は限定的である上、本第三者割当増資は、本取引の一環として実施されるどころ、既存株主には本公開買付けに応募することにより、平成28年11月10日開催の当社取締役会決議日の直前営業日である平成28年11月9日の東京証券取引所における当社株式の終値216円に対し45.37%のプレミアムを上乗せした対価を得る機会が保障されている。以上より、本第三者割当増資には相当性も認められる。

当社は、平成28年11月10日開催の取締役会において、社外監査役の上記意見も参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報の第86期有価証券報告書及び第87期第2四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日(平成28年11月10日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年11月10日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第86期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成28年6月29日に近畿財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社は、平成28年6月28日の第86期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役1名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 及び賛成 (反対)割合 (%)
第1号議案 取締役1名選任の件 小澤 徹也	38,810	1,016	0	(注)1	可決 (97.4)
第2号議案 監査役2名選任の件 矢裂 将 日上 俊彦	38,861 38,821	965 1,005	0 0	(注)1	可決 (97.5) (97.4)
第3号議案 会計監査人の件	38,961	865	0	(注)2	可決 (97.8)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計している。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第86期	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第87期第2四半期	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

川本産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 大 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている川本産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第86期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川本産業株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、川本産業株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、川本産業株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月10日

川本産業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野村 利宏 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている川本産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第87期事業年度の第2四半期会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、川本産業株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年11月10日開催の取締役会において、エア・ウォーター株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明することを決議した。併せて、同社を割当予定先とした第三者割当増資についても決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成27年11月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成28年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。